

民事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和4年8月4日（木）午後2時00分から午後3時40分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略、五十音順）

（委員）

小野寺真也、金子修、古賀政治、品田幸男（ウェブ参加）、高須順一、高橋讓、竹内努（ウェブ参加）、谷真人、中田裕康、堀田眞哉、松下淳一（ウェブ参加）、三木浩一、門田友昌、山本和彦、山本克己（ウェブ参加）

（幹事）

精松晴子、荒谷謙介、安西明子、石井芳明、大坪和敏、沖野眞已（ウェブ参加）、垣内秀介（ウェブ参加）、佐藤信哉、杉村亜紀子、關澤直人（ウェブ参加）、戸苺左近、橋爪信、火ノ川忠、不破大輔、脇村真治

4 諮問事項

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。ただし、同法附則第1条ただし書第2号から第4号までに掲げる規定に限る。）の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

【資料1】諮問事項（席上配布）

【資料 2】 民事訴訟規則の改正に関する要綱案（事前配布）

【資料 3】 民事訴訟規則の改正に関する要綱案の補足説明（事前配布）

6 議事録

【門田委員】 民事局長の門田でございます。今回規則制定のスケジュールとの関係で8月のこの時期の開催となり、委員、幹事の皆さまには誠に申し訳ございません。改めまして、本日は大変お忙しい中、そして非常に暑く、天候が不順な中でお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

既にお知らせしているとおり、本年6月に委員会の委員の皆様による書面決議によりまして、山本和彦委員を当委員会の委員長に御選任いただいております。本日の議事進行は山本委員長にお願いしたいと存じます。それでは委員長よろしくお願いいたします。

【山本委員長】 ただいま御紹介いただきました一橋大学の山本和彦でございます。よろしくお願いいたします。本日は、会場にはウェブ会議のためのモニター等が設置されておりますが、事前に複数の委員、幹事の皆様からウェブ会議の方法による出席の御希望がありました。情報通信機器を利用した最高裁判所民事規則制定諮問委員会の出席に関する本年6月30日付けの決定に基づきまして、相当と認めますので、これらの委員、幹事の方はウェブ会議の方法により本日の会議に出席をしていただきます。次に審議に先立ちまして、本委員会で初めて顔を合わせられる方もおいでかと存じますので、自己紹介ということでお一人ずつ御所属とお名前を御紹介いただきたく存じます。小野寺委員から反時計回りをお願いいたします。三木委員まで御紹介いただいた後、ウェブ会議の方法で御出席をいただいている委員、幹事の皆様において、私の方からお名前をお呼びいたしますので順次自己紹介をお願いいたします。なお、会場の方は着席のままで自

己紹介していただければと思います。それでは、小野寺委員よろしくお願
いします。

(各自) 自己紹介 (省略)

【山本委員長】皆様ありがとうございました。なお本日は、平川委員、衣
斐幹事及び小津幹事が御欠席ということであります。また、石井幹事が遅
参されるということでもあります。最高裁判所民事規則制定諮問委員会細則
4条による委員の3分の1以上の定足数を満たしておりますことを御報告
いたします。

さて、本委員会の諮問事項は資料1のとおり、民事訴訟法等の一部を改
正する法律のうち、附則第1条ただし書き第2号から第4号までに掲げる
規定の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定についてとい
うことではありますが、具体的な内容につきましては、事務局が作成した要
綱案にまとめられておりますので、これに基づいて御審議をお願いしたい
と存じます。審議はお手元の参考資料2の進行予定表のとおりに進めたく
存じます。予定では一応午後5時終了としておりますが、審議が円滑に進
んだ場合は予定より早く終了することになることもありますので、御了承
ください。

それでは、まず楢松幹事から配布資料及び議事録の取扱いについて御説
明をお願いいたします。

【楢松幹事】配布資料について御説明いたします。事前にお配りした資料
も本日本会場に御出席の皆様につきましては、席上配布しております。ウ
ェブ会議の方法により御出席されている皆様につきましては、事前に郵送
及びメールで送信させていただいた資料を御確認ください。

まず、資料1は本委員会に対する諮問事項であり、その内容は、先ほど
委員長から御紹介があったとおりです。資料2は事前にお配りした民事訴

訟規則の改正に関する要綱案でございます。資料3は、これも事前にお配りした民事訴訟規則の改正に関する要綱案の補足説明でございます。参考資料1から4までは本委員会の委員名簿、進行予定、席図及び参照条文でございます。

続きまして、議事録の取扱いについて御説明いたします。本委員会の議事録については、これまでと同様、発言者名を明記して作成し、最高裁判所のウェブサイト等で公表することとしたいと考えております。以上です。

【山本委員長】ありがとうございました。ただいま最後に御発言がありました議事録の取扱いに関する御説明であります。そのような取扱いで御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【山本委員長】よろしいでしょうか。それでは特段御異議もないようですので、議事録については発言者名を明記し、かつ公表するという取扱いにさせていただきます。

次に、今回の本委員会への諮問の趣旨につきまして、門田委員から御説明をお願いいたします。

【門田委員】既に御承知のとおり、民事訴訟法等の一部を改正する法律が本年5月25日に公布されました。この法律は、民事訴訟手続の全面的なIT化に関する各種規律のほか、当事者双方の申立てにより審理期間を6か月とする法定審理期間訴訟手続や、犯罪被害者等の氏名等の情報を相手方に秘匿することができる制度の創設等を内容としております。その施行日につきましては、秘匿制度の創設については、公布の日から起算して9月を、いわゆるフェーズ2のうち、ウェブ会議等による和解や双方不出頭での弁論準備手続については、公布の日から起算して1年を、ウェブ会議による口頭弁論については、公布の日から起算して2年を、さらに、いわ

ゆるフェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等の改正については、公布の日から起算して4年をそれぞれ超えない範囲内において、政令で定める日とされておりまして、段階的に施行されることとされておりまして。

本改正法の成立に伴いまして、民事訴訟規則の改正を検討する必要があると思いますが、最後に施行されますフェーズ3に関する部分の改正事項等につきましては、システムの仕様の確定等を踏まえて、規律を定める必要があると思いますので、その検討に時間をいただく必要があると思います。

他方で、秘匿制度の創設及びフェーズ2に関する部分につきましては、早期に施行が予定されておりまして、これに関する事項に限って改正を急ぐことといたしました。お手元の配布資料1の諮問事項の中で、同法附則第1条ただし書第2号から第4号までに掲げる規定に限るとの限定が付けられておりますのは、以上のような理由によるものでございます。

そして、その内容の重要性等に鑑みますと、これらに関する規則の改正につきましては、民事規則制定諮問委員会への諮問を経ることが相当であると最高裁の裁判官会議で議決されておるところでございます。

事務局におきましては、これまでに十分な検討を重ねて本要綱案を作成してまいりました。本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【山本委員長】ただいま御説明の諮問の趣旨について、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、またもし何かあれば御審議の中で御発言をいただければと思いますが、早速審議の方に入らせていただきます。審議については、補足説明が付された資料3の民事訴訟規則の改正に関する要綱案の補足説明と題する文書、これに基づいて順次進めてまいりたいと思います。これは、1ページの第1、9ページの第2、16ページの第3と大きく3つぐらいに分かれておりますので、それぞれ

について、順次区切って御審議をいただきたいと思います。

それでは、まず第1の当事者に対する住所、氏名等の秘匿等に関する点ではありますが、資料につきまして、橋爪幹事から御説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】第1「当事者に対する住所、氏名等の秘匿等」に関して御説明申し上げます。御承知のとおり、今般の民事訴訟法の改正により、当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度、以下単に秘匿の制度と申しますが、この秘匿の制度が新設されることから、これに対応して民事訴訟規則についても、秘匿の制度とこれに関連する事項についての規律を設けようとするものであります。

まず、1ページの本文1は、秘匿の制度に係る申立ての方式に関するものでございます。改正法では、秘匿の制度に関して、いわば基本決定となる秘匿決定を求める改正法133条1項の申立て、次に、秘匿決定を前提に、秘匿事項や推知事項の閲覧等制限を求める改正法133条の2第2項の申立て、秘匿決定や閲覧等制限決定の取消しを求める改正法133条の4第1項の申立て、閲覧等制限決定がされた部分について、閲覧等の許可を求める改正法133条の4第2項の許可の申立ての4つの申立てが定められております。これら4つの申立ては、いずれも秘匿を求める申立人や訴訟記録の閲覧等が制限される相手方当事者にとって重要な申立てであり、その申立てがされたこと自体やその範囲、申立ての理由等を明確にしておく必要性が高いことから、これらの申立ては書面でしなければいけないものとしております。

次に、2ページの本文2は、改正法133条2項所定の秘匿事項届出書面を、ファクシミリを利用しては提出することができないこととするものです。改正法では、秘匿決定の申立てをするときには、秘匿対象者の真の

住所、氏名等を記載した秘匿事項届出書面を裁判所に提出しなければいけないこととしております。この秘匿事項届出書面には、相手方当事者や第三者に知られないよう配慮する必要性が高い情報が記載されておりますことから、ファクシミリによる誤送信などを防ぎつつ、それを確実に裁判所が授受するべく、ファクシミリによる提出を認めないこととしております。

2 ページの本文 3 は、今申し上げました秘匿事項届出書面の記載事項等に関するものです。一点目として、3 (1)アでは、秘匿事項届出書面である旨の表示の記載を求めています。これは、秘匿事項届出書面が改正法 133 条 2 項の秘匿決定の申立ての際に届け出なければならないものと法律で定まっており、これ自体が閲覧等制限の対象となるなど、手続上重要な書面と位置づけられておりますので、提出された書面が秘匿事項届出書面であることが明らかとなるようにするためのものであり、表題に秘匿事項届出書面と明記していただくようなことを想定しております。

二つ目としてイでは、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等の記載を求めています。民訴規則上、訴状又は答弁書には、当事者又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければいけないこととされておりますが、秘匿対象者の郵便番号等は、住所等を推知させる情報でありますことから、次に述べます本文 4 のとおり、住所等について秘匿決定があった場合には、訴状等には秘匿対象者の郵便番号等の記載はすることを要しないこととしております。しかしながら、裁判所からの連絡に支障が生じないようにするなどの観点から、これらの情報を秘匿事項届出書面に記載しなければならないこととしております。なお、本文 3 (2)は、訴状又は答弁書に郵便番号や電話番号等が記載されたケースでは、そのような場合には、重ねて秘匿事項届出書面にその郵便番号等を記載することを求める必要はございませんので、その旨を定めたものになります。

次に、3 ページの本文 4 ですが、氏名につき秘匿決定があった場合には、氏名を推知させることになる押印を不要とし、同様に(2)では、住所等に秘匿決定があった場合には、先ほど申しましたように、住所等を推知させることになる郵便番号等の記載を不要とするものです。

次に、4 ページから 5 ページに入りまして、本文 5 は秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等に関するものです。改正法 133 条の 2 第 2 項は、秘匿決定があった場合において、訴訟記録中秘匿事項届出書面以外のものであって、秘匿事項や推知事項が記載され、又はこれを記録された部分の閲覧等の制限を求める申立てについて定めています。これを受けて本文 5 は、秘匿事項や推知事項を最もよく知る申立人において、秘匿事項記載部分を特定し、いわゆるマスキング書面の作成、提出をすることなどを求めて、閲覧等の事務を円滑かつ適切に行うことを可能としております。

具体的には、まず 5 (1)では、閲覧等の制限の申立ては秘匿事項記載部分を特定してしなければならないこととしており、また、相手方当事者に閲覧等されてしまっただけではこの秘匿の目的を達することができないため、5 (2)では自ら提出する文書等についての申立ては、その文書等を提出する際にしなければならないものとしています。また、併せて 5 (3)では、その際にはマスキング書面の提出も求めております。

そして、裁判所は 5 (4)のとおり、閲覧等制限を認める決定をする際には、秘匿事項記載部分を特定しなければならないものとしておりますが、申立てにおいて特定された秘匿事項記載部分と、当該決定において特定された秘匿事項記載部分が異なる場合、すなわち一部の認容決定があった場合ですとか、若しくは一旦決定された後に、一部の取消決定があった場合などには、申立てをした者は、決定において特定された範囲を正しくマスキ

グした書面を改めて作成、提出しなければいけないということを定めるのが(5)と(6)でございませう。そして、閲覧等については(7)のとおり、申立人から提出されたマスキング書面を使用できるものとしております。

次に、6ページの本文6は、先ほどの本文5(6)、(7)と同趣旨の規定でありますが、改正法133条の4の取消し等の場合におけるマスキング書面の提出と、これに基づく閲覧等について定めるものです。先ほどの本文5との違いは、先ほどの本文5は秘匿事項届出書面以外のものが取消し等の対象になった場合ですが、こちらの本文6では秘匿事項届出書面の記載が取消し等の対象になった場合について規定するものであります。

次に、7ページの本文7は、宣誓の特則に関するものです。民訴規則112条3項前段では、裁判長は証人に宣誓書を朗読させ、かつこれに署名押印をさせなければならないとされており、この規定は民訴規則127条本文により、当事者尋問にも準用されています。ただ、氏名について秘匿決定があった場合や証人の氏名が秘匿事項の推知事項に当たる場合などは、宣誓書に署名押印させるのが相当とは思われませう。したがって、裁判長が相当と認めるときは、宣誓書への署名押印に代えて、宣誓の趣旨を理解した旨を宣誓書に記載させることができるということにしております。また、鑑定人の陳述については、民訴規則134条で証人尋問の規定が準用されておりますので、鑑定人についても7(1)の記述を準用するものとしております。

最後に、8ページの本文8は既に述べました、秘匿の制度の規律と合わせる形で既存の民事訴訟法92条所定の閲覧等制限の申立て等についての規律である民訴規則34条を整備するものになります。具体的には、申立ての時期のほか、申立人において所要のマスキング書面の作成提出をしなければいけないことと、申立人から提出されたマスキング書面をも

って当該文書等の閲覧等の際に使用することなどを定めております。第1についての説明は以上になります。

【山本委員長】かなり多岐にわたる内容ではありますけれども、特段項目を区切りませんので、この第1全体についてどの部分でも結構ですので、御質問、御意見等があれば御発言をお願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしくをお願いいたします。

【高須委員】第1の3項の秘匿事項届出書面の記載事項についてでございます。郵便番号と電話番号等を届出書面には記載しなければならないとあります。法律の条文の中で最高裁規則で定めるところによりとされているのでそこを規定いたしましよという趣旨だと思いますが、郵便番号につきましては、住所を記載すれば郵便番号はわかるわけですから、それは当然だろうと思っておるわけですが、電話番号については、訴訟代理人が電話番号を書くのは当然として、本人が電話番号を書くということは今までの扱いにもなかった規律ですから、弁護士会の中でも一定の議論がございます。その議論自体は、今ここで御指摘する必要はないと思うのですが、前提として一点御質問でございます。やはりシェルターなどに駆け込むなどという非常時の場合には、当事者が携帯電話などを持って、いわば脱出するなんてことができない場合もある。あるいは、どこかで携帯電話の契約が切れてしまうようなことがあって使えなくなることがある。そういう時に、携帯に限らないわけですが、固定電話なり携帯電話を持っていないと、こういう当事者から依頼を受けて秘匿の申立てをする場合に、連絡先電話番号がない以上、届け出られないと思うのですが、そのような理解でよろしいのか、あるいは電話を持っていないと届け出られないから、受け付けられないということになってしまうのか。そんなことはないだろうと思っておるのですが、一応その点明確にさせていただければと思っております。

す。

【橋爪幹事】本文3(1)で秘匿対象者の電話番号等の記載を求めておりますが、御本人が電話をお持ちでない場合に、電話番号の記載を要しないのは当然のことであるというふうに考えております。

【古賀委員】ただいまの高須委員の意見、秘匿事項届出書面に関する質問に関して、これから申し上げることは質問というよりは私の意見ということで、お聞きいただければと思っておりますが、秘匿事項届出書面の電話番号の記載を必要的なものといいたしますと、例えばその後に取り消決定がなされたというような場合に、相手方に電話番号が閲覧可能という状態になって知れるところになります。このような場合、元々相手方に仮に電話番号を知らせていないというような場合に、取消決定を介することによって相手方に電話番号が知れる結果になるということが想定されるわけですが、例えばDVの被害事件などにおいては、問題が生じるように思われます。このような問題を規則制定の一般的な規定を設ける際に議論するのはどうかと思いますので、意見にとどめさせていただきますが、例えばシェルターなどに避難しているような当事者の電話を記載するということは、DV事件などの場合には不適切だと思われしますので、電話番号の記載の趣旨が裁判所からの連絡ルートをしっかり確保するというのであれば、例えばシェルターに避難している秘匿対象者、取消しになって閲覧可能になってしまうその対象者の極めて近くにおいて連絡可能な、本人に準ずるような者の連絡先を記載するというようなことも今後運用として検討していただくようにしていただければと思います。制度としては、裁判所からの連絡をしっかり確保するという点は非常によく分かりますので、そのような運用を将来の問題として提起させていただきたいというふうに思います。

【山本委員長】ありがとうございました。運用に関する御意見ということ

で承りました。他にいかがでしょうか。

【高須委員】第1の3項のところで、もう一点でございます。古賀委員に続いて、お願いといたしますか意見でございますが、この第1の3項のところに、今の電話番号等の記載の問題に加えまして、秘匿対象者が記名押印をしなければならないとあります。この秘匿対象者が本人訴訟の場合には、記名押印をすることは通常の申立て書面と同様だと思いますけれども、訴訟代理人が付いております場合に秘匿事項届出書面の提出ということになりますと、これは訴訟代理人の押印以外に本人の押印を必要とする書面ということになります。ところが、現在の訴訟実務では、訴訟委任状に依頼者、あるいは当事者になる本人の押印があるというのは当然の扱いでございますけれども、その他の書面には、基本的には訴訟代理人の押印でよろしいという原則が長い間の実務で培われてきた訴訟の在り方だと思っております。今回の規定の理解につきましては、ここは意見でございますけれども、秘匿決定の申立てをする場合には、訴訟委任状自体も代替住所や代替氏名を記載させていただいた上で、押印も不要という形になると思いますので、この場面に限っては、通常のケースとは違う極めて異例の扱いになるので、届出書面にせめて記名押印を必要とするものである。つまり、これは秘匿申立てという特殊な場面における扱いであって、長い間裁判所と弁護士の間で培われてきた信頼関係に基づく訴訟代理の在り方につきましての一般的な扱いに係るものではないということを確認させていただければありがたいと思っております。

【橋爪幹事】ただいまの御意見を受けまして、秘匿事項届出書面につきまして、秘匿対象者御本人の押印等を求めている趣旨について補足させていただきたいと思っております。秘匿事項届出書面は、通常の訴訟書類とは異なり、特別の管理、取扱いが求められるものでして、その性質、重要性からして、

秘匿対象者御本人が自らその内容の正確性を確認するなど作成に関与する必要があると考えられます。

また、先ほど御指摘のありましたとおり、秘匿事案では委任状に秘匿対象者の真の住所、氏名等が記載されないことも想定されますので、そのような場合には真の住所、氏名が記載され、秘匿対象者の押印の存在する秘匿事項届出書面と委任状が同時に提出されることによって、委任状の記載が補完されるというような面もあろうかと思えます。このように、秘匿事案の特質に鑑みて、秘匿事項届出書面に御本人の押印を求めているものでございます。

【高須委員】第1の6項のところでございますが、秘匿決定の一部が取り消されたような場合に、それに応じた書面を新たに提出するということを義務付けようと、こういう趣旨でございますし、他の場面でも似たようなケースが出るのだと思いますが、当然従来 of 書面と違う扱いをするわけですから、新たなものにいわば差し替えるというようなことは必要だということは理解しております。このような制度が必要だということは十分理解しておるのですが、よしんばその新たに出す書面を何らかの理由で速やかな提出がなされないと、そんなことをしちゃいかんよねということではあると思うのですが、よしんばそういうことが起きたときに、例えば出さないのだったら秘匿事項は全部開示してしまいますよとか、あるいは出さない以上訴訟に協力しないのだから、訴えは却下しますよという一種の制裁がもしついて回るとなると、それはそれで十分に検討しなければならない問題になってまいります。頂戴した資料、あるいは御提案からはその制裁の規定が伴っていないように思っておりますが、そういう理解でよろしいのかどうか、決して開き直るという意味ではないのですが、万が一そういう事態が起きたときの扱いについて教えていただければと思います。

【橋爪幹事】お尋ねの点につきましては、規則に従ってマスキング書面の作成提出を求めても、それが提出されなかった場合の扱いということだと思いますので、あまりそのような局面は想定したくないのが正直なところでございますが、理屈の上では申立人がどうしても提出しなければ、最終的には裁判所において必要なマスキング書面を作成せざるを得ないというふうに考えております。ただ、そもそも秘匿申立てをした秘匿対象者において、こういったマスキング書面の提出を求めておりますのは、自らの秘匿情報については、自らマスキングすることで主導的に秘匿情報をコントロールしていただくのが相当であるというふうに考えているためでございますので、仮に提出しないと言われた場合には、裁判所から申立人にその趣旨を丁寧に説明してマスキング書面の提出を促すということになるかと考えております。

【高須委員】いわゆるペナルティーのようなものはないという理解でよろしいでしょうか。

【橋爪幹事】何かペナルティーがあるというわけではないということかと思えます。

【高須委員】次の7項のところでございます。宣誓の特例のところ、要するに署名押印を求めないという場合を相当性ということで判断されると。この問題は、秘匿の申立て、秘匿決定との関係で、宣誓についても何らかの特例をとということだと理解しているのですが、秘匿決定の有無という問題と相当性の有無というのは、必ずしもイコールではないものですから、署名押印の要否について、秘匿決定があった場合という規定ぶりではなくて、相当性がある場合というふうにされている、その相当性がある場合というのは、今想定していただいている例でももちろん結構なのですが、具体的にはどのようなものなのでしょうかと。これからの指針になるものです

から、大体こんなことを想定しておるのですよということがあればご教示
いただきたいという質問でございます。

【橋爪幹事】本文7の宣誓の特則が利用される典型的な場面としては大きく三つ考えておりまして、一つは、当事者の氏名について秘匿決定がある場合の当事者尋問、二つ目は、氏名を秘匿している当事者と親族であるなどの理由で同じ姓の証人を尋問する場合など、証人の方の氏名が秘匿事項の推知事項に当たる場合、そして三つ目としては、当事者間の秘匿決定がされていなくても民事訴訟法92条の第三者との関係で証人の方のお名前が閲覧等制限の事由に当たる場合というものが考えられるかと思っております。したがって、秘匿決定がある場合という形で単純には規定できないものですから、規律上は相当と認めるときというような記述を考えておりますが、あくまで念頭に置いているのは今の三つのケースでございますので、それを前提に謙抑的に運用されていくことになるというように考えております。

【高須委員】8項のところでございます。第三者による閲覧申請に対する例外的な扱いということでございますが、これは当事者についての閲覧制限と軌を一にするので、規律としては同じような内容になるということだと理解しておりますが、実は当事者限りの閲覧制限の問題と第三者の閲覧制限の問題は異なる側面がございます。当事者の場合には、もちろん裁判所に書面を提出すればその副本を相手方当事者に交付するということがリアルタイムになされますので、その提出時にマスクング処理をしていなければ、あるいは制限の申立てをしていなければ相手方にそうしていないものが渡ってしまうわけですから、事後的に閲覧制限といっても意味はないということになります。それはもうそのとおりだと思っておりますが、第三者による閲覧申請という場合については、常にリアルタイムに第三者

が閲覧申請をするということではないと思います。というか、むしろそれは稀でございまして、あるとき何かの理由で第三者が閲覧申請をしてくるということがあると。そこで書面を出してから閲覧申請があるまで時間的な間隔がある場合が想定され、その間に何らかの事情によって、当初は、文書提出時には閲覧制限の申立てをしていなかったのですが、その後の事後的な事情の変更によって閲覧制限の申立てをしたほうがいいのではないかと、そのような判断に至った時に規定ぶりがその書面「提出の際に」となっておるものですから、事後的なその種の提出は認められないのかどうか。好ましいという意味では、「提出の際に」というのはもちろんだと思っているのですが、この規定がその後の閲覧制限の申請を一切認めない趣旨であるのかどうかということについて、御教示いただければと思っております。後からでもできるようにになれば色々な意味でよろしいのかなと思っておりますが、それを含めて御意見をいただければと思っております。

【橋爪幹事】当事者間秘匿の場合と92条の閲覧等制限との場合で、同時に秘匿申立てをしなければいけない切実度的なものが若干違うというのはおっしゃるとおりかと思う一方で、92条の閲覧等制限の申立てであっても、書面提出と同時にした方が望ましいということは高須委員御自身が御指摘されたとおりにかと思っております。ですので、書面提出と同時の申立てを求める規則の規定を設けることを考えておりますが、性質上は訓示規定になりますので、これに反して一旦提出した後に、やはり閲覧等制限の申立てが必要であると考えて、事後的に申立てがされたとしても、そのことだけで申立てが適法でないということになるわけではないと考えております。

【高須委員】ありがとうございました。今のような御指摘をいただきましたので、万が一の時はそういうこともあり得るのだろうと理解いたしました。

【山本委員長】他にいかがでしょうか。特段ございませんか。それではよろしければ、この第1の点についてはひとまず以上とさせていただきますと思います。

(休憩)

【山本委員長】審議を再開させていただきます。

引き続きまして、今度は資料の9ページ以下第2「映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議）又は音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による手続」、この点につきまして、御審議をいただきたいと思っております。まず、橋爪幹事から資料の説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】第2は、今回の改正法により新たに設けられたウェブ会議等又は電話会議等により、各種の裁判手続を行う際の規律、いわゆるフェーズ2に関する規則事項となります。

まず、9ページの本文1は、電話会議等による弁論準備手続期日を行う場合における確認事項と、調書の記載事項について現行の規律を改めるものとなります。現行の民訴規則88条2項は、確認事項として通話者のほか、通話先の場所を規定しており、同条3項は電話会議等による手続を行った旨のほか、電話番号を調書の必要的記載事項とした上で、通話先の場所を任意的記載事項としております。ただ、今回の改正で民事訴訟法170条3項から遠隔地要件が削除されたことにより、通話先の場所がどこであるかを確認する必然性はなくなったといえるかと思っております。また、調書への電話番号の記載につきましても、遠隔地要件との関係で調書に市外局番を記載する必然性は失われた上、電話番号をそもそも調書に記載することのできないウェブ会議等の利用が顕著に増加しているのが現状です。その一方で、裁判所等が電話会議等の方法によって、手続を行うことを相当と認めるか否かの判断の際には、通話者の所在する場所に無関係な第三者

が立ち会っていないことや、その場所が非公開性や静かさの確保された適切な状況にあることが重要な意味を有するかと思われ、現在の実務でもこういった点を確認していると考えられます。以上のことに鑑みて要綱では、確認の対象を通話先の場所といった形式的な事項から、通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであることといった、いわば実質的な内容に改めた上で、調書への記載事項についても、通話先の電話番号に代えて、通話場所の状況の適切さについて確認した旨を調書の記載事項とすることで手続が適正に行われたことを明らかにすることとしています。

次に、11ページの本文2は、電話会議等により書面による準備手続における協議を行う場合の確認事項と記録への記載事項について、弁論準備手続期日に関する本文1の規律と同様のものに改めるものとなります。

12ページの本文3は、今般の改正法によって電話会議等の方法により、和解期日を行うことが可能となりましたので、その際の確認事項と調書への記載事項について、弁論準備手続期日に関する本文1と同様の規律を新たに設けるものとなります。

13ページの本文4は、今般の改正によってウェブ会議等の方法により、口頭弁論の期日を行うことが可能となりましたので、その際の確認事項及び調書の記載事項について、本文1の規律と同様の内容を新たに設けることとなります。なお、本文4の口頭弁論の期日につきましては、ウェブ会議等の方法による必要があり、電話会議の方法によっては行うことができないといった特徴がありますが、元々弁論準備手続に関する本文1の規律もウェブ会議等を念頭においたものですので、ウェブ会議等の方法によって行われている弁論準備手続期日の場合と区別した規律を定めるべき理由は特段見当たらないと思われ。

14ページの本文5は、今般の改正によって電話会議等の方法により、審尋の期日を行うことも可能となりましたので、その際の確認事項と調書記載事項について、本文1と同様の規律を新たに設けるものとなります。

14ページの本文6(1)は、現行の民訴規則96条1項が進行協議期日について、遠隔地要件と、いわゆる一方当事者出頭要件を定めていますが、今般の改正で弁論準備手続期日に関して、これらの要件が削除されたことを受けて、同じようにこれらを削除するものです。(2)は、現行民訴規則96条3項は、進行協議期日においては電話会議等の方法により手続に参加した当事者は、訴えの取下げ、請求の放棄、認諾といった行為ができないことを定めていますが、弁論準備手続期日についてはこのような制限は既に撤廃されていますので、同様に制限を撤廃するものです。(3)、(4)は、進行協議期日につきましても先ほど説明しました通り、遠隔地要件を削除するなどしたことを受けて、電話会議等によって進行協議期日を行う場合の確認事項と調書への記載事項について、弁論準備手続期日に関する本文1の規律と同様のものに改めるというものになります。第2の説明は以上です。

【山本委員長】 それでは、ただいま御説明があった点につきまして、御審議をいただきたいと思います。ここも特に区切りませんので、この第2の点、どの点からでも結構ですので、またどなたからでも結構ですので、御自由に御発言をいただければと思います。

【古賀委員】 主に弁論準備手続における第三者の傍聴の場面についてお伺いしたいと思います。現行の手続でも民事訴訟法169条2項に基づいて、裁判所が相当と認める場合に会社の担当者であるとか、そういった関係者の傍聴を認めるという取扱いが実務上なされているように思います。これを今般の映像と音声の送受信による通話の方法、例えばウェブ会議の場面

において、そうした場面を想定いたしますと、現行で行われている第三者の傍聴の場合は、実務上は出頭者の名前を紙に書いていただいて、出頭者の確認をするという作業が行われていると思うわけではありますが、これがウェブ会議による方法になりますと、その確認方法にやや現行のやり方と違う工夫をしなければいけない面が生じるように思います。ここで、不適切な行為が行われるということにわかに想像はできないのですけれども、仮に裁判所の目が具体的にウェブ会議で第三者の傍聴の際の本人確認において確認することが難しい場面が仮にあるのだとすれば、ここの手続を少し重くすることが考えられないかということが弁護士会等で議論されております。私としましては、色々な議論があり得るものと思いますが、これは現行の実務をウェブ会議に移し替えるようなことであって、現行の手続とその手続の考え方は変わらないという考え方もあろうかと思えます。また一方、裁判所の目が届きにくいということであれば、これを厳格にして、傍聴者について氏名等を調書に記載するという考え方もあろうかと思えます。この後者の考え方は手続が重くなって、実務上はどうワークするのかという懸念もありますが、慎重を期するという意味ではそういう考え方もあり得るように思います。仮に後者のようなやり方にするのであれば、調書記載事項に傍聴者名を書き込まなければいけなくなるようにも思いました、そのような扱いとすることが適切かどうかも含めて御質問させていただきたいと思えます。

【橋爪幹事】ご指摘の通り、現在のフェーズ1のウェブ会議等を用いた争点整理手続の運用におきましても、ウェブ会議で手続に参加する訴訟代理人の方から企業担当者などを同席させたいといった申し出があり、裁判所の方でこれを認めるといったことがございます。このようなウェブ会議の接続先での同席者の扱いについては、法制審の部会でも議論になり、これ

が解釈運用によって可能であることを前提に明文の規定は設けられなかったと認識しておりますので、こういった扱いについては、引き続き解釈運用に委ねられるものというふうに考えているところです。その上で、先ほどお尋ねのありました、ウェブ会議の接続先で同席した者の氏名等を調書に記載するかどうかという点につきましては、このような同席者というのは、リアルで立ち会っている場合、若しくはウェブ会議の接続先にいる場合のいずれであるかを問わず、事実上同席を認められているといった位置付けだと思いますし、少なくともリアルで行われた弁論準備手続に立ち会っている人を調書に記載することはしていないわけですので、それとのバランスからしても調書の記載事項とする必要はないであろうというふうに考えております。ただ、先ほど本文1(1)イというところで、通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切であることの確認をするということの意味内容として、その手続の場に無関係な第三者が立ち会っていないかどうかを確認するということを申し上げましたが、そういった意味では、御懸念に対する手当てがこの規定によってなされるのではないかとこのように考えております。

【高須委員】今の点もう1点だけ伺いたいのですが、今回いただいた提案は、弁論準備手続から始まって、審尋、進行協議まで横断的に規定が作られているということで、それぞれについて基本的には同じであるという点です。口頭弁論においてもウェブ会議等が義務付けにはなりますが、そうは言っても弁論準備等と区別する趣旨ではないというような御説明をいただいております。そうしますと、先程古賀委員から出ました企業担当者のような無関係ではない人物については、解釈運用によるというような御指摘をいただいておりますが、今のお話はウェブ会議等の口頭弁論でも同じような可能性を御示唆されるものかどうか、これだけは別ですよというこ

とではないというふうに理解してよろしいかどうか御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【橋爪幹事】規則の話ではなく、法律の解釈の話かという気はいたしますので、私の方から申し上げるのが適切かという問題もあろうかと思いますが、私の理解としては、この点も含めて解釈運用の問題なのだろうというふうに理解しているところです。

【金子委員】今の高須委員の御質問についてですが、よろしいでしょうか。高須委員の御指摘になったのは、口頭弁論の期日をウェブ会議である場合も同様に考えられないかという問題意識でしょうか。公開が要請される口頭弁論において傍聴できるというのと、弁論準備において裁判所の許可により認められる傍聴というのは意味が違うのではないのでしょうか。つまり、公開という要請を満たすための傍聴と、弁論準備における傍聴とでは、相当意味が違うので、私はそこをなぞらえて考えるということ自体に無理があるという認識を持っています。

【脇村幹事】法制審の議論を振り返りながら話をさせていただきますと、おそらく法制審の議論の際、口頭弁論の話だったかどうか記憶が曖昧なのですがけれども、いわゆる傍聴と言いますか企業の方の同席の扱いについて議論があったというふうに聞いています。おそらく、この傍聴という表現を少し措くとすると、この一般的に弁護士の方に補助者というか、準じた方みたいな方が同席されること自体についての問題については、おそらく一般的な公開、傍聴とは別の問題として議論がされ、そういったことについては準当事者的な扱いを認めるケースが多いのではないかという議論や御指摘があったのではないかというふうに聞いています。一方で、いわゆる本当の傍聴と言いますか、法廷で言いますとバーの外でというような傍聴については、まさに今金子委員が話したとおり、別の問

題としてあるというふうに認識しておりまして、そういう意味では、法制審の議論では、一般的な傍聴とは別の問題として、同席をどうするかについて解釈運用の問題として御指摘があったと理解しているところでございます。おそらく、弁論準備の傍聴がどういった意味なのか、傍聴なのか補助者なのかという解釈があるのかもしませんが、そういった意味ではそこは分けて考えていくべきなのかな、というのが当時の議論ではなかったかと思います。

【高須委員】要するに一般的な傍聴というかどうか、あるいは当事者に準ずるものというかどうかについても法規の解釈、その他で今後問題になり得る。したがって、今後の法規の解釈運用の中でどういうふうになっていくかというように理解すればよろしいと今承ったように思います。先ほどの質問は、同じでよろしいですかということでしたが、必ずしもそうではないというご意見をいただいたと思いますので、それを踏まえて、また弁護士会の中でも、今後の法規の解釈をどうしたらいいのか検討して参りたいと思います。問題状況はよくわかりましたので、ありがとうございました。

【大坪幹事】同じ問題ですけれども、まず弁論準備手続については、民事訴訟法169条2項があるので、現在はおそらくこの169条2項を根拠として会社の関係者などは同席しているのではないかと考えられます。口頭弁論についてはそういう規定はないので、公開の問題と実際に会社の担当者などがウェブ会議で代理人と一緒にウェブに参加するという点について、どうかというところが解釈運用に任されるということのようなのですが、けれども、解釈運用に任されるというのは、現場としては混乱するのではないかなと思います。実際には、特にそれを禁止する必要はなさそうな気がします。稀に、相当でない場合はあるのかもしませんが、一般論と

して裁判所の訴訟指揮として民事訴訟法148条1項などで裁判長が発言を許すということもできるということからすると、ウェブ口頭弁論においてウェブ会議で会社の担当者など当事者的な人が同席することについても裁判長の裁量で許されることなのではないかと思えます。ですので、その点をはっきりさせていただく方が実務的には望ましいかなと思っております。ついでに、この点でもし解釈運用に任されるということになりますと、今回、和解についても期日が設けられて、和解の期日に関しても特に傍聴が認められるという規定はないわけですし、もし解釈運用に任されるということでもそこも曖昧になるとすると、折角和解の期日の条文が設けられたけれども、会社の担当者や当事者に近い人たちが和解期日に参加できないとなると和解協議に支障がある場合も予想されますので、従前のように弁論準備手続で和解するという運用になってしまうような気がします。したがって、和解の場合にも裁判所の裁量で会社の担当者的な人を同席させることについては明確にお許しいただけるといいかなというふうに思います。

【橋爪幹事】 解釈の内容について立ち入るつもりはないのですが、ただ1点、現状の御紹介ということなのですが、現在フェーズ1の運用では、弁論準備手続ではなく、書面による準備手続における協議も頻繁に用いられておりますが、その際、明文の民訴法169条2項の規定の適用がない中であっても、接続先に会社の担当者の方が同席等されることがあるという実情にあると思えますので、まさにそういったことを踏まえての解釈運用というふうに理解しております。

【大坪幹事】 現在の運用として、書面による準備で、会社の担当者の方々が事実上同席、裁判所の許可というかを得て参加しているということについては承知しておりますので、了解しました。

【山本委員長】今の点でも、あるいは別の点でも結構ですけれども、更に何かあればと思いますが、いかがでしょうか。

【高須委員】別な点でございますが、電話会議等という場合には、ウェブ会議やテレビ会議、今後は概ねウェブ会議を中心に考えていくということだと思いますが、そういったものも含めて、厳密な意味での電話とオンラインのウェブ会議とテレビ会議システムのテレビ会議、この3つを含む概念であるという御説明を従来からいただいていると思います。一方で、ウェブ会議等という場合には、その中で電話会議は含まない。したがって、ウェブ会議かテレビ会議になりますねという御説明だと思っております。念のためでございますが、この規則の制定、あるいは今後の運用においてもそのような理解でよろしいのかどうか、今回の規則の条項の解釈についてそういうことでよろしいのかどうか、仮によろしいとしますと、実際に電話会議等を開く場合、あるいはウェブ会議等を開く場合というのは、そのうちのいずれかをするということになりますので、会議の方法が実は複数のものであると。そうするとこの手続ではこの会議の方法をとりましたという意味で、会議の種別というんですかね、電話会議でやりましたとか、あるいはウェブ会議でやりましたとか、そういったことはやはり調書に記載されていた方がどのような手続でなされたかという観点から調書を検討する際に好ましいのではないかと思います。そういう意味でその会議の種別のようなものを調書に記載した方が良いと思いますが、いかがでしょうかという点でございます。要約しますと、まず3種あるとか2種あるというのが間違いないかどうかと、その場合には種別を書いたほうがよろしいんじゃないでしょうかという点についてご教示いただければと思います。

【山本委員長】最初の点は、1ページの前注3に書かれてあるのかなと思

いますけれども、その点も含めて橋爪幹事。

【橋爪幹事】ただいま委員長から御指摘のありましたとおり、前注の3でウェブ会議等は2種類、電話会議等は3種類のものとしてそれぞれ定義した上で、第2では、「映像と音声の送受信による通話の方法」がウェブ会議等、「音声の送受信による通話の方法」は電話会議等というふうに整理した上で規律を設けておりますので、1点目の御質問については御指摘のとおりかというふうに思います。その上で、ウェブ会議なのか電話会議なのかを調書の記載上も明確に区別して記載すべきであるという点につきましては、御指摘のようにいずれの方法によったのかを調書上明らかにしていくことは有用であるというふうに考えますし、現在のフェーズ1の運用においても、電話会議とウェブ会議とを区別した形で調書に記載しているところでございます。ただ、そのことを規則で定めるのが適当なのかというレベルの問題として考えますと、法律上は音声の送受信による通話とか、映像及び音声の送受信による通話というふうに定められていることもありますので、規則上は法律の区別に従った形で調書に記載することを定めた上で、規則とは別の通達などのより下位の規範的なものの中で、実際には、電話会議とかウェブ会議の種別も明らかにするように記載することを求めるのが自然ではないかというように考えております。

【高須委員】まず、前注3に記載されているのを全然考慮しておらず申し訳ありませんでした。今の点でございますが、頂戴している案ですと、この手続を行ったときはその旨とか、あるいは他の規定によってはただその旨という表現になっていますが、要するに手続を行った事も調書に記載するということですから、そうであればその中に結局種別も含まれるというようなことも十分考えられると思いますので、別個にその種別を書けという規定にしなくても、今御指摘のようにそのように考えていただいて、か

つそれを何らかの形で知らしめていただければ運用でございますからよろしいのかと思います。大変参考になりました。ありがとうございました。

【山本委員長】ありがとうございました。他にこの第2の点いかがでしょうか。

【高須委員】場所的要件は今回は関係なくなったということで、どのような状況下で臨んでいるかということをはっきりすれば良いということで理解しているのですが、その場合の特殊な場面ということなんですが、ウェブ会議等で参加する、あるいは電話会議でもよろしいんですが、そのような方法で参加する場合に、今回の改正によって外国から参加ということが普通に認められるということになるのでしょうか。弁護士もそれぞれで、ニューヨークあたりで忙しく働いている人もいれば、ハワイあたりで休暇をとっている人もおりますので、その期間中に一回だけの弁論準備期日ならその外国からという可能性がないわけでもないのですが、そのようなことを是とするのか、それとも外国ですと適用される法律というのも違うような気もいたしますのでそうはいかないのか、その点について今お考えありましたら御教示いただければと思います。

【橋爪幹事】この点につきましても、規則の話というわけではないような気はいたしますが、私の理解では海外にいる当事者の方がウェブ会議により期日への出席等をするることについては、国際法上の疑義があるところというように承知しています。ですので、そういった解釈を前提といたしますと、具体的な所在場所が問題ではないと先ほど申し上げたんですが、それは北海道とか沖縄とか、具体的に国内のどこに居るかの確認は不要であるとしても、その場所が国内か海外かといった限度では意味を持つ場合があるということかと思っておりますので、そういう解釈を前提にすれば、通話者の所在する場所の適切性を判断する際に国内なのかどうかという確認を要

するといったことになるかと思えます。

【山本委員長】他にいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。それでは、第2の点については、以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして、資料の16ページ第3、「無断での写真の撮影等の禁止」、この点について御審議をいただきたいと思いますが、まず橋爪幹事から説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】現行民事訴訟規則77条は、法廷における写真の撮影等について、裁判長の許可にかからしめておりまして、その上で78条がこれを裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ、並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続に準用しているところです。そうしますと規定の文言上は、弁論準備手続期日を受命裁判官が行う場合には、写真の撮影等の一律禁止の規律が及びながら、単独裁判官が行う場合には及ばないようにも見えますし、また現在主流となっております書面による弁論準備手続における協議にも規律が及んでないことになっているように見えます。しかし、こういった期日や協議につきましても、一律禁止の規律を及ぼさない理由はないかと思えますし、これが及ぶことを明示的に規定することが相当と考えられますので、77条の適用場面を期日一般に拡大するとともに、期日には含まれない書面による準備手続における協議なども対象に加える旨明記することとしています。

他方、許可を要する行為につきましても、技術の発展により様々なものが生じており、今後もさらに生じることが想定されるところです。具体的な行為を念頭に、規制対象行為の文言を細かく書き改めますと、かえって対象行為の欠落が生じるおそれがあると考えられますし、現行の規定ぶりのままでも解釈上許可を要する行為か否かの判断は十分に可能と考えられますので、現行民事訴訟規則77条の写真の撮影、速記、録音、録画又は

放送という文言については変更しておりません。御説明は以上になります。

【山本委員長】この第三の点につきまして、御質問、御意見等御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。特段ございませんか。

それでは、これで第1から第4、第4はその他所要の規定ということで、特段ないと思いますけれども、全体につきましてもし何か言い落としたことがあるとか、全体を振り返っての御発言等でも結構ですので、一般的な点でもし何かあれば御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で全体について御審議をいただいたということですので、これから要綱案についてお諮りをしたいと思っておりますけれども、技術的な点ですけれども、ウェブを利用して議事進行を行っておりますので、その関係上念のため、ウェブを利用して出席されております委員の皆様方と、適時意見表明が相互に可能な状態にあるかどうかという点について、確認をさせていただきたいと思っております。お手数をおかけしますが、私の声が聞こえていらっしゃる方、ウェブの方は挙手機能によってお知らせいただければと思います。手を挙げて頂ければということです。ありがとうございます。確認できましたので手を降ろしていただいて結構です。

それでは、出席委員全員と適時意見表明が相互に可能な状態にあることが確認できましたので、これまでの御審議を踏まえまして、資料2の要綱案を要綱として採択することにつきまして、御賛同いただけるということでもよろしいでしょうか。もし何か御意見のある方は、ウェブ会議で参加されている場合は挙手機能を用いて、また会場に御来場の委員の方については挙手等の方法で合図をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

【山本委員長】特段の御異議、御異論はないと理解してよろしいでしょう

か。ありがとうございました。特段、どなたからも御意見、御異議はないようですので、資料2の要綱案につきましては、要綱として採択されたというふうに理解させていただきます。最高裁判所におかれましては、この要綱に従いまして、速やかに規則を制定していただくようお願いを申し上げます。

なお、内容に渡らない範囲における法制上の観点等からの字句の修正につきましては、恐縮ですが私と事務局に御一任をいただきたいと思います。そのような扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【山本委員長】ありがとうございます。

それでは最後に、門田委員から皆様に御挨拶をいただければと思います。

【門田委員】本日は、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。最高裁の規則制定諮問委員会では初めてのウェブ開催ということになりましたけれども、皆様の御協力をいただきまして無事滞りなく終わることができました。事務局を代表しまして、委員、幹事の皆様に厚く御礼申し上げます。

本日御採択いただきました民事訴訟規則の改正に関する要綱は、秘匿制度やウェブ会議による口頭弁論等、今回の改正法で新たに設けられました重要な制度を運用するために必要な具体的な手続等を規定するもので、新たな民事訴訟の実務を形作る第一歩としての極めて重要な規則となるものでございます。その意味で、当委員会において要綱を採択していただいたことは、誠に意義深いことと考えております。

事務局といたしましては、先ほど委員長から御発言がございましたとおり、この要綱に基づきまして速やかに規則案を完成させ、裁判官会議に建議して早期制定を図りまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今般の民事訴訟法改正における残りの改正事項に関する民事訴訟規則の改正につきましても、着実に検討を進めてまいります。委員、幹事の皆様には、今後も民事訴訟法の円滑な施行や実務のより一層の充実のため、引き続き御助言等いただけますと幸いに存じます。

最後になりましたが、山本委員長におかれましては、円滑な審議のために御尽力いただきまして誠にありがとうございました。

【山本委員長】ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれをもって終了することといたします。長時間に渡りまして、熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。